

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（愛知県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成26年7月10日
給与厚生課

(略)

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置

議長：内閣官房長官

議長代理：情報通信技術（IT）政策担当大臣

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者7名

2 開催日

平成26年7月10日（木）13時15分～14時00分 於 総理大臣官邸4階大会議室

3 議題**(1) 討議事項**

- 「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針（案）」（別添1）

内閣官房(NISC)の機能強化に向けた取組方針等について討議するもの

(2) 決定事項

- 「情報セキュリティ研究開発戦略（改定版）（案）」

我が国における情報セキュリティ研究開発に係る今後3年間を見据えた基本方針を示した戦略について決定するもの

- 「新・情報セキュリティ普及啓発プログラム（案）」

我が国の情報セキュリティ水準を高めるため、今後3年間に推進すべき普及啓発に係る取組に関する新たなプログラムについて決定するもの

- 「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告（2013年度）（案）」

2013年度の政府機関等における取組等を取りまとめたサイバーセキュリティ政策に係る年次報告について決定するもの

- 「サイバーセキュリティ2014（案）」（別添2）

各府省庁が2014年度及び2015年度に実施する「サイバーセキュリティ戦略」に基づく取組の詳細を示した計画を決定するもの

(3) 報告事項

- 高度サイバー攻撃対処のための取組等

情報セキュリティ対策推進会議(平成26年6月25日開催)で決定した高度サイバー攻撃対処に向けた今後の取組等について報告するもの

1 刑法犯認知・検挙状況

	H26.6末	H25.6末	増減数	増減率(%)
認知件数	591,321	623,598	-32,277	-5.2
検挙件数	178,630	192,664	-14,034	-7.3
検挙人員	119,867	126,084	-6,217	-4.9
うち少年の検挙人員	23,103	26,936	-3,833	-14.2
検挙率(%)	30.2	30.9	-0.7ポイント	

2 主な特徴点（前年同期比）

(1) 認知状況

- 上半期の刑法犯認知件数は平成15年以降連続して減少。
- 包括罪種別では、凶悪犯は93件（-2.7%）、窃盗犯は27,476件（-5.9%）と、それぞれ減少。
他方、粗暴犯は430件（+1.3%）、知能犯は1,965件（+9.9%）、風俗犯は152件（+2.8%）と、それぞれ増加。知能犯のうち、詐欺が1,969件（+11.2%）増加。
- 重要犯罪の認知件数は18件（-0.3%）減少。罪種別では、強盗が123件（-7.2%）、強姦が63件（-9.5%）と、それぞれ減少したが、殺人が39件（+7.9%）、放火が54件（+10.1%）と、それぞれ増加。
- 重要窃盗犯の認知件数は11,466件（-16.1%）減少。侵入盗が7,549件（-14.0%）、自動車盗が2,725件（-25.5%）、ひったくりが765件（-19.6%）と、それぞれ減少。

(2) 検挙状況

- 上半期の刑法犯検挙件数、検挙人員は共に平成18年以降連続して減少。検挙率は30.2%で0.7ポイント低下。
- 重要犯罪の検挙件数が283件（+6.8%）、検挙人員が113人（+3.4%）増加。罪種別では、強制わいせつにおいて、検挙件数が265件（+16.1%）、検挙人員が101人（+9.5%）増加。検挙率は65.4%で4.3ポイント上昇。
- 重要窃盗犯の検挙件数が2,084件（-6.2%）、検挙人員が585人（-9.8%）減少。罪種別では、侵入盗の検挙件数が1,445件（-5.4%）、検挙人員が480人（-10.5%）、自動車盗の検挙件数が712件（-17.5%）、検挙人員が86人（-11.7%）と、それぞれ減少したが、ひったくりの検挙件数が436件（+23.8%）、検挙人員が25人（+7.5%）増加。検挙率は52.8%で、5.6ポイント上昇。

3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進
- 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪対策の推進
- 防犯ネットワークによる主体的な自主防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化と的確な捜査指揮による検挙活動の推進
- 科学技術を活用した検挙活動の推進

1 有識者会議の目的

平成26年6月24日に閣議決定された規制改革実施計画に「ダンスに係る風営法規制の見直し」が盛り込まれ、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得ることとされたことなどを踏まえ、外部有識者からなる「風俗行政研究会」を開催し、関係者等からのヒアリングを行うとともに、それぞれの専門的見地から御意見をいただくこととしたもの。

2 委員構成（五十音順）

おだ	けいじ	NPO法人日本ガーディアン・エンジェルズ理事長
小田	啓二	
さくらい	けいこ	学習院大学法学部教授
櫻井	敬子	
たけだ	みほ	三重大学特任教授、オリンピックメダリスト
武田	美保	
なかやま	ひろこ	新宿区長
中山	弘子	
ながえ	ただし	(株)電通 法務マネジメント局長
永江	禎	
まえだ	まさひで	首都大学東京法科大学院教授
前田	雅英	
やまもと	としや	明治大学理工学部教授
山本	俊哉	

3 実施スケジュール

7月15日に第1回会合を開催し、8月末までに4回開催して、議論の結果を取りまとめていただく予定。

- 第1回 7月15日
- 第2回 7月下旬
- 第3回 8月上旬
- 第4回 8月下旬

1 経緯（別添1）

- 法務大臣による諮問（諮問第92号）を受け、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」を設置。（平成23年6月6日）
- 第19回会議において、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を取りまとめ。各検討項目について専門的・技術的な検討を行うため2つの作業分科会を設置。（平成25年1月29日）
- 第30回会議（最終回）において、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」（別添2）を取りまとめ。（平成26年7月9日）

2 「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」の概要

第1 はじめに

第2 新たな刑事司法制度を構築するための法整備の概要

- 1 取調べの録音・録画制度の導入（別添3）
- 2 捜査・公判協力型協議・合意制度（別添4）及び刑事免責制度の導入
- 3 通信傍受の合理化・効率化（別添5）
- 4 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設
- 5 弁護人による援助の充実化
- 6 証拠開示制度の拡充
- 7 犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充
- 8 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等
- 9 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

第3 附帯事項

第4 今後の課題

別添 要綱（骨子）

3 今後の予定

平成26年9月開催の法制審議会総会において、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」について審議、議決がなされた後、法務大臣へ答申される見込み。

1 いわゆる「脱法ドラッグ」をめぐる情勢

近年、「脱法ドラッグ」の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通事故を引き起こしたりする事案が相次いで発生。

本年6月には、東京都豊島区において「脱法ドラッグ」を乱用したとみられる者が車両を運転し、複数の歩行者を死傷させる極めて重大な交通事故が発生。（7月には、東京都北区において人身交通事故が発生）

2 「脱法ドラッグ」対策の強化

(1) 取締り等の強化

7月3日、厚生労働省において、都道府県衛生主管部局等に対し、「脱法ドラッグ」について、都道府県警察と連携して、立入検査、指導取締りを強化するよう通知。警察庁においては、都道府県警察に対し、この通知を紹介しつつ、これら関係機関と連携した対策の更なる推進を指示する通達を発出。

(2) 広報啓発の強化

「脱法」という呼称が国民に誤解を与えることもあることから、「脱法ドラッグ」に代わる新たな呼称を募集するなど、いわゆる「脱法ドラッグ」の多くが実際には違法薬物であり、危険性が高いという認識が国民の間に根付くよう広報啓発を強化。

(3) 政府としての取組

平成26年7月8日に開催された薬物乱用対策推進会議における総理指示を踏まえ、政府一体となった「脱法ドラッグ」対策を推進。

1 経緯等

近年、集配等で利用頻度の高い積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装により、車両総重量が5トンを超えてしまうことが多くなっており、現行の運転免許制度と我が国で運転されている自動車の実態との間にギャップが生じているとの指摘があったことから、現在の貨物自動車に係る運転免許制度の課題を明らかにしつつ、より安全で、かつ、我が国内で運転されている自動車の実態に即した運転免許制度の在り方について検討する有識者による検討会を開催したもの。

2 検討状況

昨年9月に「貨物自動車に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長：前田雅英 首都大学東京法科大学院教授)の第1回検討会を開催し、以後、関係団体(全国高等学校長協会、全日本トラック協会)に対するヒアリングを実施したほか、実車による走行実験、海外における貨物自動車の運転免許制度に関する調査及び交通事故被害者遺族に対するヒアリング結果等を参考に、計5回の検討会を開催し報告書をまとめたもの。

3 報告書のポイント

(1) 検討の基本的考え方

トラック運送事業の実態や若年層の就職問題への対応の要請は踏まえつつも、貨物自動車に係る厳しい死亡事故の発生状況等の現実に鑑み、貨物自動車の総合的な安全対策を向上させる中で運転免許制度の改正を検討する。

(2) 具体的対応案

安全性の確保、社会的合意の見通し、海外事例との整合性の視点から比較検証した結果、貨物自動車が大部分を占める車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車の運転免許について、貨物自動車を用いた試験・教習を行うことを必要とする新たな免許区分(18歳で取得可)を導入する案をベースに更なる総合的な安全対策について検討を進めていくことが適当と考える。

(3) 総合安全対策の基本的考え方

- 新たな免許区分について、貨物自動車を用いた試験・教習が導入されるため、免許取得時に貨物自動車の車両特性を踏まえた運転技能が検証されることとなり、運転技能面における安全性の向上が期待。
- 一方で、18歳以上で運転経験を問わずに取得できることとなることから、更なる総合安全対策を講じることが必要。
- 総合安全対策の内容
 - ・ 初心運転者に対する安全対策の充実
 - ・ 貨物自動車運送事業法体系の中での運転者研修や教育の強化
 - ・ 事故防止や被害軽減のための貨物自動車の装備の拡充、運行管理
 - ・ 支援システムの充実等、ハード・ソフトの連携した総合安全対策により貨物自動車の運転の安全性向上を図る。

4 今後の予定等

報告書を踏まえ、今後、関係者等とも連携を図りつつ、総合安全対策の充実を図るとともに、制度改正も視野に入れ検討を進める。